

書評 樋口真魚『国際連盟と日本外交  
——集団安全保障の「再発見」』  
東京大学出版会、2021年

中谷 直司

キーワード：国際連盟、集団安全保障、日本外交、戦間期、ワシントン体制

## 1. 本書の概要と特色

1931年9月に勃発した満洲事変を契機に、1933年3月に国際連盟（以後、連盟）を脱退した日本であったが、その外交は連盟と連盟が体现する国際規範に影響を受け続けた。以上の事実を、歴史資料の緻密な読解で明らかにする本書は、こうした日本外交の特徴を、集団安全保障の「再発見」と表現する。満洲事変によって日本は、侵略戦争を根絶しようとする連盟に対する最初の挑戦者となった。しかしこのために日本外交は、自国が連盟から「侵略国」と認定され制裁対象となることを憂慮し、満洲事変前には強い関心を払わなかった「集団安全保障」を再発見したのである。

しかも満洲事変を契機に、外務省内部は、(1)連盟から完全に独立した東アジア秩序の構築を重視する集団（とくにアジア派）と、(2)連盟外にありながら、連盟との協調関係を維持し、将来の復帰の可能性も残そうとする集団（連盟派）におおよそ分裂した。両者の攻防を軸に、連盟脱退後の日本外交の特質を浮き彫りにするのが、本書の特色である。

## 2. 本書の前提と問題意識——連盟の画期性と関連した2つの条約

具体論の紹介に入る前に、本書が分析軸とする集団安全保障の特徴を概観しておく。同時に本書の議論の前提となるそのほかの基礎的な知識や時代背景について説明した上で、改めて本書の根底にある問題意識を確認しておきたい。

### (1) 人類初の試み——連盟による集団安全保障

まず集団安全保障とは、よく知られているように、以下のような仕組みによって、国際社会の平和と安定を維持し、もしくは平和が破られた際には原状回復しようとする取り組みである。つまり、(1)基本的には全主権国家が加盟する普遍的な国際組織を作った上で、国際紛争の平和的解決（侵略戦争の放棄）を誓約する。その上で、(2)侵略国が出た場合には、国際社会全体に対する侵略行為とみなして、全加盟国が一致して制裁を加えて、撃退するのである。

このように、集団安全保障にとって、不戦の誓約は重要であるが、それだけで侵略戦争が根絶できるとは期待していない。無政府の国際社会では、「戦争」という物理的暴力は国家にとって魅力的な自力救済の手段だからである。とくに侵略の成就で得られる利益が、その費用を上回るのであれば、誓約を破る国家は当然に出てくると予想できる。このように集団安全保障は、制裁（たとえば貿易の中止や武力行使）によって、侵略の利益（たとえば領土や資源）を上回る費用を違反国に確実に与えることで、原状回復をはかるのである。

さらに、侵略を計画している国が事前にこうした制裁を予測できるなら、侵略を実行するのは困難だろう。どれほどの大国であろうと、全国家を敵に回しても確保できる利益など、まずは考えられないからである。よって集団安全保障とは、侵略に対する圧倒的な制裁の予告（あるいは約束＝コミットメント）によって、そもそも違反行為をいずれの国家にも選択させない試みなのである。

以上の目的で作られた世界機構はこれまで2つだが、その最初が連盟であった（2つめは、1945年に設立され現在につづく国際連合〔以後、国連〕である）。未曾有の戦死者を出した第一次世界大戦（1914-1918）を「最後の戦争」とするために設立されながら、加盟国の軍事力を裏付けに実施される禁輸などの制裁規定を持つのはこのためである。

## （2）不戦条約と九国条約——戦間期集団安全保障の別の柱

ただし、連盟規約だけが、第一次大戦から第二次世界大戦に至る戦間期の集団安全保障のすべてではない。主な理由は2つある。

1つは、連盟規約の文言が戦争の違法化（不戦の誓い）としては不十分だったことである。このため連盟内部でも、戦争の違法化を明確化する努力がなされる。しかし、主要国の思惑をうまく調整できず発効にいたらなかった。その後、戦争の違法化（侵略戦争の禁止）は、1928年の不戦条約で明確化された。同条約は形式上は連盟とは無関係に成立したが、結果的に連盟規約の「抜け」を補完したのである（以上の経緯については、伊香、2002）。

もう1つの理由は、アメリカ合衆国の非加盟である。全国家による制裁（の予告）で国際社会の平和を確保しようとしたにもかかわらず、最大のパワーを持つ国家を、連盟は最初から欠いていたのである（他にも革命で誕生したばかりのソ連や敗戦国のドイツが未加盟であったが、後に加盟する）。

とはいえアメリカが、連盟とのつながりを持たなかったわけではない。たとえば直前に見た不戦条約の成立では、アメリカはフランスと並ぶ立役者であった。そして、連盟とアメリカを結びつける可能性を持った国際条約はもう1つ存在した。それが1921-22年のワシントン会議で成立した諸条約である（こうした視点については、西田、2009；帯谷、2019）。

ワシントン諸条約中、本書の議論にとって重要なのは中国に関する九国条約である。ワシントン会議の全参加国が署名した同条約の目的は、不平等条約に苦しむ中国の地位向上を漸進的に進めていくことにあった。具体的には、(1)従来から中国をめぐる国際政治の「建前」であった門戸開放原則（通商上の機会均等と中国の領土と行政の統一・保全）を確認した上で、(2)外国

による勢力範囲の設定（地域を指定した投資優先権などの排他的権利の主張）を禁止することで、門戸開放の実効性を担保しようとした。さらに(3)条約をめぐる問題発生時の署名国間の「隔意なき交渉」も規定された（条約文は、外務省編、1966）。

ワシントン諸条約も連盟規約とは公式の関係を持たなかった（この点は、同じ地域的な取り決めでありながら、ドイツの連盟加盟を可能とするために結ばれた1925年のロカルノ条約との大きな違いである）。さらに、本書が何度も強調するように、不戦の誓いも条約違反に対する制裁規定も欠いたワシントン諸条約は、設計上は集団安全保障の仕組みでさえなかったのである。しかし中国の領土と行政の統一・保全の尊重を明言するとともに、紛争発生時の「隔意なき交渉」を規定していたことが、結果的に重要な意味を持った。満洲事変が発生すると、九国条約は、日本の行動の違法性を追求し、さらに連盟外にあるアメリカを含む関係国との集団協議を日本に求める国際法上の根拠となったからである。

### (3) なぜ連盟脱退後なのか

以上の様に、戦間期の集団安全保障は、連盟を中心としながらも、連盟外の国際条約からも成り立っていた。このため、日本の連盟脱退は、必ずしも集団安全保障からの「避難」につながらなかった。さらに、連盟規約自体も非加盟国に対する制裁措置を可能とする規定を持っており、他方で日本側にも、連盟との関係を一部継続したい自己利益が見られたのである。

こうして日本外務省では、満洲事変が一応の収束を見たあとも、連盟への対応をめぐる激しい政策論争が継続した。「国際連盟と日本外交」を主題する本章の焦点が脱退後に合わさっているのは、以上の政策論争のなかに、戦前期日本外交の特質を新たに見いだすためなのである。

### 3. 具体論

#### (1) 満洲事変の衝撃——連盟にとっての危機と機会（序章と第1・2章）

満洲事変に対して、国際連盟を中心とす集団安全保障は十分に機能しなかった。1932年3月の満洲国の建国と、同年9月の日本による満洲国の国家承認（日満議定書の締結）によって、事変を首謀した関東軍（南満洲の関東州租借地と南満洲鉄道附属地を守備するために日本軍が置いた軍）の計画は、ほとんど完璧といえる形で成就したのである。しかも連盟は、常任理事国の一つである日本を失っただけでなく、日本の侵略行為に対して制裁を発動することもできなかった。このような史実に照らせば、伝統的な評価と同様に、著者は「連盟は無力であったかもしれない」と認める（27頁）。

しかし侵略行為の阻止や原状回復には失敗したとはいえ、「連盟が紛争解決手続きを作動させた」事実そのものが、日本外交に多大なインパクトを与えたと著者は評価する（28頁）。自国を対象とする制裁発動の可能性をはじめて真剣に考慮する状況が出現し、連盟脱退後もそうした懸念が継続したからである。さらにこうした事態から影響を受け「未知の領域」に突入したのは日本外交だけでなく、連盟を中心とする戦間期の集団安全保障も同様であった。もちろんその一つの帰結は、イタリアのエチオピア侵略（1935-36年）やドイツの再軍備（1935年）からも影響を受けた集団安全保障体制の崩壊だった。だが同時に著者は、国際法学の視点からなる戦争違法化体制の先行研究にも依拠しつつ（代表例は篠原、2003）、満洲事変を契機に連盟が「大戦後の国際秩序の代表者へと脱皮した」と強調する（8頁）。満洲事変に対処する過程で、連盟の協議や報告書、総会決議等で、連盟規約に並んで不戦条約と九国条約が、満洲事変の解決にあたって遵守すべき国際法規であるとの認識が定着していったからである。

このように連盟にとっての大きな危機は、自身とは別個に成立していた不戦条約と九国条約を明示的に包摂していく機会ともなった。そして日本は、いずれの条約の署名国でもあった。このため日本外交は、自国の明らかな侵略行為を前に、3つの条約に対する苦しい弁明を重ねることになったのであ

る。さらに日本にとってやっかいであったのは、九国条約が謳う門戸開放を最重視するアメリカが、オブザーバーとして連盟協議に参加する可能性が出てきたことであった。

以上の集団安全保障と日本外交の攻防を描くにあたって、本書が最初に注目するのは、連盟規約・不戦条約・九国条約の満洲事変への適用と、アメリカのオブザーバー参加をどちらも阻止しようとして、連盟を舞台に日本外交が展開した国際法解釈である（第1章）。前者については、主に(1)満洲事変は条約が想定する「紛争」や「戦争」ではなく自衛権の発動との論陣を張り（とくに連盟規約と不戦条約）、(2)それが十分に通用しないとすると、そもそも中国はこうした国際条約が想定する「組織ある国家」ではないとの「適用伸縮論」を展開した。それに対してアメリカの招請については、一層技術的な抵抗を試みている。非加盟国の招請は、理事会構成国の全会一致が必要な「実質問題」であると主張し、過半数の賛成で足る「手続問題」との解釈をとる連盟事務局と「激論」したのである（34頁）。

ジュネーブの連盟本部で日本の立場を代表した連盟派の外交官のほとんどが、こうした外交戦略の有効性（そして多くの場合は正統性も）を強く疑っていた。だが、本国の外務省では、事変を契機に連盟との関係を重視しないアジア派が影響力を強めており、こうした危機感は十分に理解されなかった。それどころか連盟派が本国に発した強い警告は、事変の進展にともなう連盟加盟国の態度硬化と相まって、「集団機構」（アジア派の代表格であった重光葵が1935年に使った言葉）として一体性を強めつつあった連盟規約・不戦条約・九国条約のすべてを、日本外交の足かせとする認識をアジア派内で一層強化する効果を持ってしまった（九国条約への対応については第2章）。

こうして、著者が「連盟規約の戦略的利用」（38頁）と呼ぶ技術的な法理論で連盟側の一方的配慮を求める日本外交の交渉戦略はうまく機能せず、日本は脱退に追い込まれたのである。だが同時に、アジア派を含めて日本の外務当局の脳裏には、満洲事変を契機に相対した「集団安全保障」への懸念が刻み込まれ、その影響は連盟脱退後も継続するのである。

## (2) 連盟との並存を求めて——エチオピア戦争とその後（第3-5章）

脱退後も日本が連盟との関係を一部継続したことはよく知られている。脱退通告が効力を持つまで2年の期間があったことも影響しているが、その期間が過ぎて、理事会や総会以外の「非政治的」な連盟諸機関には、他の非加盟国も参加しているとして、代表を送り続けたのである。さらに連盟規約にもとづく日本の委任統治領であった赤道以北の旧ドイツ領（南洋諸島）についても、脱退前と同じく委任統治を続けた。根拠となったのは、委任統治国の資格は連盟国ではなく、第一次大戦の戦勝国である「連合国及び同盟国」であるとの理屈であり、日本との対決を望まない連盟側も以上の主張を事実上容認した。

以上の「絆」をもとに、やがて日本の連盟復帰が可能となることを連盟派の外交官たちは強く望んでいた。しかも、建国後の満洲国の安定と発展を評価する声がイギリスなど一部の大国から聞かれたことも、彼らにとって明るい材料に見えた。

しかし、以上のような「連盟と並存可能な脱退国」（109頁）を目指す連盟派の構想は、外務省内で一層影響力を強めるアジア派の容れるところとはならなかった。特にその点が鮮明となったのは、1935年のイタリアのエチオピア侵略によってである。

満洲事変と違い、イタリアに対しては連盟規約に基づく経済制裁が課されたのだが、連盟派が目じたのは非加盟国のアメリカの動向である。アメリカでは交戦国への武器禁輸等を定める中立法が8月に成立していたが、ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）政権が同法の発動に踏み切ったのである。正式の共同制裁ではなかったが、アメリカは独自措置で連盟と歩調を合わせたのであり、日本も同様の措置をとるべきだと連盟派は本国に慫慂したのである。

こうした訴えの背景には、連盟復帰への希望とともに、日本と入れ替わるように連盟に加盟し、対伊制裁にも積極的であったソ連への懸念があったと著者は強調する（107頁）。連盟派の判断では、満洲国にとっての軍事上の脅威であるソ連に連盟の集団安全保障を利用させないためにも、日本は対連盟

関係を強化しておくべきなのであった。

しかし本国の外務省を見ると、元々の根城であった本省亜細亜局だけでなく、地域横断型の普遍的な問題を扱う条約局も掌握しつつあったアジア派は、全く逆の結論を下した。ただしイタリアのエチオピア侵略に同情したからではない（イタリアも日本の満洲国承認を非難していた）。ソ連の加盟とアメリカの事実上の協力で連盟の集団安全保障が活性化していることを、アジア派も認識していた。しかしこうした状況で、対伊制裁が効果を上げてしまえば、(1)ソ連主導による将来の対日制裁の可能性をむしろ高めてしまうこと、(2)中国も日本との妥協を選ばず、連盟への依存を一層強めるだろうことを理由に、日本としては制裁に参加せずに、むしろ「連盟の集団安全保障を崩壊へと導く」ことが得策と主張したのである（109頁）。広田弘毅外相もこのアジア派の政策判断を支持し、著者の表現で言えば「連盟を排除した脱退国」路線が、以後の日本外交の基本方針となったのである。

くわえて連盟側も、連盟規約に基づく制裁措置に非加盟国を従わせる国際法上の根拠を見いだせなかった。これと軌を一にするように、外務省の法律顧問として日本外交の国際法解釈に大きな影響力を持った立作太郎・東京帝国大学教授が、加盟国とは違い非加盟国にとっては、連盟の制裁よりも一般の国際慣習法や国際条約（たとえば国際海峡の自由航行権であるとか、均等待遇を定めた2国間の通商条約など）が優位であるとの主張を展開し、「連盟を排除した脱退国」路線を後押ししたのである。

もっとも、日本外交がすべての問題領域でこのような態度を貫徹したわけではない。その最初の例は、コンスタンチノーブル海峡の再武装を求めるトルコの要請で開かれたモントルー会議である（第4章）。連盟理事国として日本も署名した1923年のローザンヌ条約で同海峡の非武装が規定されていたが、国際情勢の緊迫化に対応してトルコの要請を認めるとともに、平時の自由航行と戦時の海峡封鎖に連盟が関与する改訂案が協議された。当初日本外交は、前述の「連盟を排除した脱退国」路線にのっとり、連盟への言及を排除しようとした。しかし、条文上で加盟国と非加盟国を並列的・対等に表記することで、連盟の関与（連盟規約とその補足協定の援用）を最後には認め



たのである。

日本が紛争当事国となる可能性がほとんどない地域の問題であったこともあろうが、著者は外務省の路線対立が克服された画期とみる。つまり、アジア派と連盟派は互いに歩み寄り、日本の自主性は確保するとの条件付きで「連盟と並存可能な脱退国」として対連盟関係を再構築する方針が固まったのである。

より総体的な問題でも、日本が連盟との並存を追求した領域があった。通商である。戦勝国として委任統治の継続を可能とした日本であったが、連盟規約は委任統治地域における通商の均等待遇を「連盟国間」と明記していた。さらに世界恐慌の中、大量・安価な労働力と金本位制離脱後の円安を追い風に、綿製品を中心に輸出増進に成功した日本は、多くの委任統治領を持つイギリスと通商摩擦を抱えるに至っていた。こうして、非加盟国への資格変更を理由に、イギリスの委任統治領で輸入制限を受けることが日本外交の大きな懸念事項となったのである（第5章）。

日本外交には、日英間の通商条約や、特定の地域を対象に均等待遇を約した既存の多国間条約に頼って、均等待遇を維持する選択肢があった（実際、アメリカはこのようにしていた）。しかしこの方策は、個別の外交交渉の積み重ねに頼る点で不安定であり、連盟規約が持つ普遍性は捨てがたかった。こうして、連盟総会でも通商均等待遇の対日適用の是非が問題となる中、連盟派を中心に、連盟の関係委員会に出席して、集団安全保障だけでなく自由貿易に支持される形で世界の安定と平和を志した連盟の「正理」や「使命」に訴える必要性が高唱されたのである。

以上の展開は、満洲事変が連盟の集団安全保障に与えた影響を考えれば、著者が率直に指摘するように「アクロバティックな主張に自らの前途を託した」（173頁）と言わざるを得ない。しかし、連盟の価値をアジア派を含む外交官に証明するものでもあっただろう。しかも1937年3月には、連盟派の代表格である佐藤尚武が外相に就任した。

このようにして著者は、モントルー会議によって安全保障の領域では消極的に、ついで通商問題ではより積極的に「連盟と並存可能な脱退国」を目指

す条件が整ったと評価する。だが、再びの戦火が機会を吹き飛ばしてしまう。7月の日中戦争の勃発である。

### (3) 集団安全保障との決別——日中戦争から第二次世界大戦後へ（第6章）

ソ連の加盟とエチオピア戦争以降の日本外交の危機感とは裏腹に、日中戦争が始まった頃、連盟の集団安全保障は加盟国の信頼を失いつつあった。対伊制裁が実効性をあげられず、イタリアがエチオピアを併合したからである。さらに言えば、本書の最後の具体論の対象である日中戦争でも、状況は同様であった。満洲事変とは異なり、対日制裁決議が事実上は成立したものの、効果はあがらず、満洲事変から数えて三度目の失敗を連盟の集団安全保障は記録してしまったのである。こうしてヨーロッパの加盟国では、日中戦争が始まる前から、伝統的な中立制度に頼って自国の安全を確保しようとする傾向が一般的になりつつあった。

しかし、こうした新旧二つの仕組みの混在する連盟の終末期に、著者はむしろ戦間期集団安全保障の一つの特質を見いだす機会を捉える（第6章）。「集団機構」からの利益がほとんど期待できない状況で、侵略国で非加盟国である日本はもちろん、本来は中国を守るべき連盟加盟国も、費用負担を避ける国際法の解釈を繰り返したのである。日本はといえば、まず、よく知られているように、アメリカからの中立法適用（対日武器禁輸）を避けるため対中宣戦布告をしなかった。同時に日中戦争から距離を取ろうとする加盟国を制裁決議に向かわせないよう（そうなれば連盟加盟国と事実上の戦争状態となる）、中国との取引に従事する第三国船に対して臨検や拿捕などの国際法上の交戦権を行使しなかった。それに対して連盟側も、イギリスを中心に日本に交戦権の行使を必要とさせる状況（そうなれば、連盟は制裁決議に向かわざるを得ない）を避けるべく、日本をできるだけ刺激しないよう努めたのである。連盟への提訴を望んでいた中国でさえ、アメリカの中立法適用を避けるために、対日宣戦布告を諦めている。

以上の倒錯した状況を、著者は皮肉らずに、淡々と誠実に描写している。こうした筆致から、評者としては、連盟をはじめとした戦間期の「集団機

構」は、侵略を防ぐ手立てとははたなくとも、事態の拡大を一定程度抑止する効果を発揮したと、あるいは評価できるのかとも考える。とはいえ、こうした小康状態も長続きしなかった。発端となったのは、連盟の決議にもとづく九国条約国会議（ブリュッセル会議）の開催である。

連盟の動機としては、制裁決議に繋がりがかねない日中戦争への対処を、制度上は連盟外にある九国条約に委ねたのである。当然、署名国である日本にも会議への招請がなされた。しかし日本は九国条約を根拠とした集団協議に強く反発し、参加を拒否した。そればかりか、英米に日中戦争の仲介を依頼する構想も、両国が九国条約署名国であるがゆえに後退してしまい、署名国でないドイツや、署名国ではあるが日本への加担を明言するイタリアへの傾斜を強めたのである。こうして日本外務省内では、アジア派を中心に、九国条約と連盟を一体視して打破しようとする政策構想が、再び力を回復したのである。

こうした状況で、イギリスなどの説得でこれまで自制していた中国が連盟提訴を敢行する。もっとも決議は効果を持たなかった。対日制裁実施の方式が加盟各国の判断に委ねられる「個別適用」であったためである。つまり「連盟は制裁の義務性を完全に放棄した」のである（214頁）。その上でイギリスは、制裁決議の成立は日中間の「戦争状態」を意味しないと、日本が交戦権を行使せず現状を維持するように事実上要請したのである。制裁が実施に移されておらず、かつ決議文に「戦争」の文言も見られないことが、その根拠であった。こうして「イギリスは法次元においても、集団安全保障の擁護者たることを断念したのであった」（219頁）。このように対日政策決議の成立は、戦間期集団安全保障の終末を確認するものとなってしまった。同時に、決議成立に反発した日本は関係が続いていた連盟諸機関からも委員を引き揚げ、日本の連盟外交も終焉を迎えたのである。

#### (4) 集団安全保障との再会——独自の戦後秩序構想と国連への期待（終章）

連盟との決別で集団安全保障と日本の関係が終わりを迎えたわけではない。1939年の第二次大戦の勃発と1941年の日本の対米開戦を経て、日本は集

団安全保障との再会を果たす。

その最初は、太平洋戦争中に外務省や関連する有識者団体が検討されたいくつかの戦後秩序構想に見られるが、共通する特徴としては、集団安全保障の機能が与えられるのは日本などの各大国が主導する地域機構にのみで、それと並存する世界機構からは「取り去っている」(236頁)ことである。著者の評価では、自国が「制裁の対象となる可能性さえ除去できれば、日本外交にとって集団安全保障は常に有力な安全保障システムであったと考えることもできる」。率直に言って手前勝手な構想ではある(とはいえ、国連が常任理事国に与える拒否権は、そのような制度の形を変えた実現とも言える)。だが同時に印象的なのは、米英が中心とする連合国に対抗する形で、少なくとも表面上は公平・平等な国際秩序構想を日本外交が示そうとした時、集団安全保障の理念としての普遍性を否定することができず、一部なりとも取り入れざるを得なかったことであろう。

1945年8月のポツダム宣言受諾で、日本独自の戦後機構構想は完全に潰える。だが集団安全保障への期待は、日本外交内部で高まった。著者の分析では、占領下で外交権も停止される外務省にとっての「第二の敗戦」(238頁)の中で、アメリカが主導する国際連合構想に積極的に参加し、「占領権力の抑制」を図ろうとしたのである。とくに省内で主導者となったのは、条約局長の萩原徹であった。もう一つの有力な構想として永世中立国路線があった。しかし、かつての連盟派や省外の有識者の後押しもあり、萩原の路線が省内で支持を得ていったのである。

だが、萩原らが期待した国連による集団安全保障は、冷戦の発生と深刻化で早々に機能不全に陥る。ただし、ここでも日本外交は、戦間期の経験に立ち返った。1948年6月にアメリカ政府は、国連の安全保障理事会が国際紛争の対処に「必要な措置」をとるまでの「個別的又は集団的自衛権の固有の権利」を認めた憲章51条によって、安保理の承認なしに地域機構が強制行動を取れるとの解釈を採用していた。この解釈にのっとり萩原らは、九国条約やロカルノ条約のような地域的取り決めで、日本の安全保障を確保しようとしたのである。多国間条約であれば、ソ連の反発も緩和できるとの期待があっ

た。

その後の冷戦の一層の進展によって、多国間条約案は後退し、日米条約案に収斂していく。それでも、国連憲章との明示的なつながりを求める政策志向は残り続けた。しかし1951年の日本独立とともに締結された日米安全保障条約（安保条約）は、日本の防衛力の不足を理由に、相互に防衛義務を課さず、事実上の基地貸与条約となった。

その後日本は1956年に国連加盟を果たし、1960年には安保条約も改定され、国連憲章の尊重とアメリカの日本防衛義務が明記された。しかし「実質的にはアメリカ一国に依拠する戦後の安全保障政策の基本姿勢」は、冷戦の開始と旧安保条約の締結で「形成」されたと本書は結論する。

#### 4. 本書の成果と限界、そして大きな意義

##### (1) 新たな外交史・国際政治史像の提示

アジア派と連盟派との対抗と接近を軸に、満洲事変勃発から連盟脱退を経て、日中戦争で連盟との関係が完全に断絶するまでの日本外交を活写した本書の研究の意義は、軍部や主要政治家を中心とした政府内部の政策決定過程や、連盟外での大国間政治にもっぱら焦点を合わせていた、従来の研究の空白部分を単に埋めるだけではない。特に国際法学の検討を中心に研究が進んでいた連盟を中核とする戦争違法化体制の知見を、実際の外交交渉の分析に導入した意義は大きい。連盟を中心とする集団安全保障の機構・枠組が、崩壊期にあっても、外交上の判断に多大な影響を与えたことが、とくに日本外交の視点を通じてよく理解できるからある。

そもそも本書の始点となる満洲事変にしても、戦争の違法化（国際紛争を解決する手段としての戦争の禁止）という事実がなければ、よりあからさまな征服戦争として始まり終わったことであろう。本書の叙述の中心をなす連盟脱退後に関して言っても、連盟が実施する他国（具体化したのはイタリア）への制裁に協力するか否かは、連盟外での国際関係に当然影響した。さらに、通商の均等待遇の問題が示すように、連盟による集団安全保障を拒否

しながら、連盟から得られる大きな利益が日本外交に存在した事実を綿密な資料分析で明らかにした点も重要であろう。しかもこの認識は、本書でもっぱら対抗関係として描かれる連盟派とアジア派に（程度の差はあれ）共通していたのである。連盟脱退とともに日本の連盟外交は終わったわけではなく、むしろ制裁対象との意識を持ったことで、連盟を中核とする戦間期の「集団機構」を再発見したとの著者の主張は極めて説得的であろう。

しかも、以上の再発見は、著者がエピローグとして印象的に描くように、第二次世界大戦の勃発を生き残り、大戦後の日本外交にまで接続されるのである。連盟の設立によって集団安全保障が初めて国際社会に導入されて以後の日本外交史と国際政治史に関心を持つ者であれば、戦前期が直接の関心対象でなくとも、本書から得られる知見は極めて大きいであろう。同時に本書が直接の対象としなかった戦間期の前半（1920年代）を研究する場合でも、連盟や不戦条約、九国条約をめぐる各国の外交判断を再検討する有益な視角がいくつも得られるはずである。

## (2) 本書で描かれなかったこと

以上のように研究上の大きな意義をもつ本書であるが、抑制的で簡潔な筆致もあって、直接は論じなかった問題もある。

第一に日本国内の政策決定過程である。もちろん著者が序章の先行研究整理で示すように、この問題については厚い蓄積がある。このため著者は、主に連盟と日本外務省を舞台にした外交官たちの政策論争（しかも国際法解釈）に焦点をあわせ、従来十分に光が当たらなかった日本外交像を提示する成果をあげた。ただしそれと引き替えのかたちで、本書一冊では、かならずしも外務省内で完結しない満洲事変に始まる日本外交の政策過程を把握できないのである。ジュネーブや連盟に関係した国際会議にとどまらない国際政治過程についても同様である。

ただし、著者は本書によって従来の政策過程分析を中心とした政治外交史や国際政治史に意義を申し立てているのではなく、基本的にはこうした研究の成果をほとんどそのまま受け入れた上で、自らの議論を展開している。そ

の典型例は、満洲での日本の行動に同情を寄せる大国（とくにイギリス）との協調を目的に、連盟規約の拘束を外したとする「協調のための脱退論」であろう（代表的研究は井上、1994）。しかし、本書を読む限り、連盟からの脱退がそれほど各大国との協調関係をスムーズにした印象は受けない。もちろん、満洲事変後に連盟を脱退しなかった場合と比較することは不可能である。このため、脱退後も制裁の可能性を懸念し続けたとしても、「協調のための脱退論」を積極的に否定する材料にはならないだろう。しかし本書が全体として示したのは、連盟からの逃避が、かならずしも集団安全保障からの避難につながらなかったと理解できる日本外交史像であり、それでも「協調のための脱退論」を前提にするのであれば、こうした先行研究の評価と、脱退後の制裁警戒論をより強固に接続する資料実証的な議論の提示が必要なのではないか。

以上の点は第二の論点につながる。すでに見たように、著者は、政策過程のうち、ジュネーブでの交渉や外務省内の政策構想に焦点をあわせて、新たな日本外交史理解を提示した。そして、その核となっているのは、連盟から自立した地域秩序の構築を目指すアジア派と、連盟との協調関係を模索する連盟派の対抗である。この構図は理解しやすい。またジュネーブの協議では本国に支持された建前論を繰り返しながら、本国宛の電信ではその無理を主張する連盟派については、彼らの政策判断の根拠を、おおよそ本書の描くとおりに理解して問題ないだろう（中谷、2021も参照；連盟派については、本書も高く評価するように、矢嶋、2019の補論1が存在を見事に実証している）。

しかしアジア派については、こうした本音と建前の対比がほとんどなく、公文書の中に現れた彼らの強硬な政策論や国際法解釈が、そのまま彼らの政策判断の理路を示すものとして扱われる。だが、満洲事変の不拡大の失敗によって、そもそも外務省は全体として対外政策における主導権を大幅に喪失してしまった（中谷、2020）。かつ1932年の5・15事件の発生で、満洲国承認を引き延ばしていた犬養毅内閣が倒れた後に、日本政治と世論が満洲国承認に一気に傾いた展開を踏まえれば、同様の国内政治上の圧力をアジア派の

外交官も程度の差はあれ受けていた可能性を検討してみるべきではないのか（当時の政治環境と社会情勢については、筒井、2015）。

さらに言えば、本書が重光葵を代表者として描くような、独自の地域秩序を志向するアジア派の省内派閥としての成立時期を、本当に満洲事変前と考えて良いのだろうか。もちろんそのような立場を補強するような先行研究もある（近年では熊本、2021。だが同じ主題を持つ種稲、2021は否定する）。また重光が事変前から普遍的な「集団機構」という仕組みと、中国の対日政策の双方に批判的だったのも事実である（前者については酒井、1989；後者については服部、2002）。さらに、本書も引くように、当該期の重光の政策構想については強固な先行研究が存在する（武田、2002）。しかし、これらの先行研究を踏まえても、本書が前提とするような、派閥として一枚岩で、満洲事変前から日中戦争期まで一貫する政策構想を持つアジア派の存在が実証されているように評者には思えない。よって、この点は、今後著者自身の研究で明らかにされることを期待したい。

三点目として、本書では、日本にとどまらず、連盟事務局やとくに英外務省の国際法解釈や条約文解釈が詳しく紹介され、政策構想の検討が中心であった先行研究と一線を画している。ただ、そうした法解釈は、政策上で重要と判断されたからなされる場合もあれば、念のための「解釈のストック」としてなされる場合もあろう。もちろん著者は、自身が検討した原資料の関係を勘案して、政策判断上の重要性を持つものをとくに取り上げたのだと考えられるが、記述上は判断が難しかった。このため、日本と同じくイギリスや連盟事務局についても、それが先行研究が一通り明らかにしている政策過程であっても、過度に禁欲的にならずに、自らの筆でもう一度説明し直してもよかったのではないだろうか。そうすれば、著者が全面に押し出した法解釈の重要性も、全体の政策過程の中でより一層その意義を確認できるはずである。

### (3) 集団安全保障は可能か

最後に、本書が外交史や国際政治史研究を超えて、内包する意義について



検討しておきたい。

本書の読者の中には、満洲事変を契機とする連盟規約・不戦条約・九国条約からなる『『新条約体制』の成立』や、日本外交による「集団安全保障の『再発見』」という本書の前提およびモチーフの重要性を認めつつも、そうした新たな国際体制や、日本外交の変化がいかほどの成果をあげたのかと疑問に持つ者も少なくないだろう。「新条約体制」下の集団安全保障は、満洲事変でも、エチオピア戦争でも、日中戦争でも全く機能せず、原状回復はもとより、侵略行為の部分的な押し返しさえできなかったからである。しかもこうした集団安全保障の失敗は、連盟を中心とした制裁措置に侵略国が全力で抵抗したから生じたのではない。満洲事変では連盟は制裁の実施にいたらず、実現したエチオピア戦争でも、特に連盟の中心を占める主要大国はイタリアとの対決を避けようとして、十分な圧力を与えられなかった。さらに日中戦争では、本書が率直に指摘したように「連盟は制裁の義務性を完全に放棄」(214頁)してしまったのである。

しかし本書を通読すれば分かるように、その原因は連盟規約の不備——たとえば武力制裁の明示的な規定を欠いていたこと——の問題ではない。本稿の前半で指摘したように、集団安全保障とは、侵略の利益を上回る費用<sup>コスト</sup>をこうむると侵略国に確実に予測させることで、侵略を防止し、あるいは原状回復を行う国際政治上の仕組みである。しかしこうした予測を可能にするためには、連盟加盟国も多大な費用を負担する必要がある。しかし、とくにある大国が他の大国の利益にとって周辺的な意味しか持たない地域で真剣な侵略行為を始めた際に、集団安全保障の費用を各国家が自発的に負担することは極めて困難となる。その費用がとてつもなく大きくなると確実に予測できるからである。その事実は、満洲事変でもエチオピア戦争でも、日中戦争でも、本章の叙述のなかに明瞭に見てとることができる。

もとより、制度の存在は私の方々の行動を事前に変えることがある(グライフ、2009)。つまり連盟や不戦条約、九国条約が存在したことで、未然に防がれた侵略や、深刻化が阻止された紛争があったかも知れないのである。

よって侵略の発生や成就をもってしても、戦間期の国際社会に集団安全保

障の機構が存在した意義を否定することはできない。それは、現行の国連についても同様である。実際にそう多くの国家が信じるからこそ、私たちの国際社会は、国連の下で、人類にとって二度目となる集団安全保障の確立に現在も挑戦中なのである。

だが残念ながら、それは依然として万全ではない。このため多くの国が、国連と同時に、個別の軍事同盟を安全保障政策の中核に位置づけている。また特に大国間（なかでも政治体制が異なる大国間）で、侵略の結果としてこうむる費用に信憑性を持たせているのは、集団安全保障ではなく、第二次大戦の勃発後に登場した核兵器である。そして、こうした集団安全保障の不完全さをもたらしているのは、戦間期と同じく、集団安全保障の費用負担の問題なのである。

本書を読めば以上の問題に対する解答が見つかるわけではない。しかし、私たちの集団安全保障が持つ特長と欠陥を一層明確に意識し、少しでも前に進めていくための多くのヒントが本書からは得られるであろう。

## 【引用文献】

伊香俊哉、2002年『近代日本と戦争違法化体制——第一次世界大戦から日中戦争へ』吉川弘文館。

井上寿一、1994年『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』山川出版社。

帯谷俊輔、2019年『国際連盟——国際機構の普遍性と地域性』東京大学出版会、2019年。

外務省編、1966年『日本外交年表並主要文書1840-1945』下、原書房。

熊本史雄、2021年『幣原喜重郎——国際協調の外政家から占領期の首相へ』中央公論新社。

グライフ、アプナー、2009年『比較歴史制度分析』（神取道宏、岡崎哲二監訳）NTT出版。

酒井哲哉、1989年『「英米協調」と「日中提携」』近代日本研究会編『年報・近代日本研究（11）協調政策の限界——日米関係史1905-1960』山川出版社。

篠原初枝、2003年『戦争の法から平和の法へ——戦間期のアメリカ国際法学者』東京大学出版会。

武田知己、2002年『重光葵と戦後政治』吉川弘文館。

種稲秀司、2021年『幣原喜重郎』吉川弘文館。

- 書評 樋口真魚『国際連盟と日本外交——集団安全保障の「再発見」』東京大学出版会、2021年
- 筒井清忠、2015年『満州事変はなぜ起きたのか』中央公論新社。
- 中谷直司、2020年「満州事変とワシントン体制——二つの国際協調の終焉」瀧口剛編『近代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会。
- 中谷直司、2021年「日本外交による満州事変正当化の論理——『満蒙特殊權益論』の二度の転換、1919～1932年」『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機——満州事変から敗戦に至る政治・社会・メディア』ミネルヴェ書房。
- 西田敏宏、2009年「〈書評論文〉戦間期日本の国際協調外交と国際連盟」『国際政治』(155)。
- 服部龍二編著、2002年『満州事変と重光駐華公使報告書—外務省記録「支那ノ対外政策関係雑纂『革命外交』」に寄せて』日本図書センター。
- 矢嶋光、2019年『芦田均と日本外交——連盟外交から日米同盟へ』吉川弘文館。

**Book Review: HIGUCHI Mao, *The League of Nations and Japanese Diplomacy: The Rediscovery of Collective Security*  
(Tokyo: The University of Tokyo Press, 2021).**

NAKATANI Tadashi

**Keywords: League of Nations, Collective Security, Japanese Diplomacy,  
Interwar-years, Washington Treaty System**